

平成28年1月

要 望 書

東北六県商工会議所連合会
会長 鎌 田 宏

東日本大震災からの復興と、先を見据えた東北経済の再生

- I. 早期復興と自立に向けた、継続支援を
- II. 中小企業の経営再建・自立に向けて
- III. 風評被害払拭・風化防止に向けて
- IV. 原子力災害の克服と産業復興再生の確実な推進を
ー 福島への再生に向けて ー
- V. 主要プロジェクトへの対応

東日本大震災からの復興と、先を見据えた東北経済の再生

東日本大震災からまもなく5年を迎えようとしている。

岩手・宮城両県においては、遅れていた高台移転やかさ上げなどの事業が目に見えるかたちで進展し、グループ補助金等の支援による被災企業の事業再開、復興公営住宅への入居など生活や住まいの再建も整い始めた。

しかしながら、本格復興に向け立ち上がろうとする被災地においては、依然として被災企業の事業再開や回復しない販路の問題、農林水産業や観光に対する風評被害・風化、建設関連における資材価格の高騰や労働力不足をはじめ、水産加工業を中心とする製造業関連や、物流、小売・サービス業等における人手不足など、多くの深刻な課題がいまだ山積し、「なりわい」や「まちなか」を再生するうえでの障壁となっており、多くの支援の手が必要である。

さらに、原発事故に伴う放射能問題により、福島県においては今なお10万人の住民が避難生活を強いられているほか、長期化・複雑化する風評被害、住民の健康管理、除染・汚染水処理、賠償問題など多くの課題に直面している。被災地が真の復興に向けてさらに前進するためには、避難者が故郷に帰還し、安定的な生活を営むための雇用の場が不可欠であり、そのためにも被災企業の早期再建、経営の安定化や被災地域のまちづくりなど、縮小した地域の経済循環を再生させる仕組みづくりが不可欠である。

復興・創生期間においても、引き続き震災からの復興、福島の再生を国政の最優先課題とし、被災地の復旧・復興が完全に成し遂げられるまで、被災地の実情に合わせた柔軟かつ十分な支援を講じていただきたい。また、現在の特例的な財政支援や各種制度についても、変化やニーズに即して可能な限り拡充のうえ、十分な予算措置とあわせ、万全の体制で臨まれることを強く要望する。あわせて、被災地が地方創生にまい進して取り組めるよう早期復興を期待する。

I. 早期復興と自立に向けた、継続支援を

1. 復興・創生期間における十分な支援の継続を

被災地は、災害復旧事業等では資材や人手不足、経費増大による入札不調や、まちづくりにおいても、施設復旧に必要な不可欠な地盤かさ上げ工事の遅れが生じており、復興を遂げるには、なお相当の時間を要する状況にある。今後とも東日本大震災からの復旧・復興を国の最優先課題と位置付け、復興・創生期間においても、被災地の実情に合わせた柔軟かつ十分な支援を講じていただきたい。また、現在の特例的な財政支援や各種制度についても、変化やニーズに即して可能な限り拡充のうえ、十分な予算措置とあわせ、万全の体制で臨まれることを強く要望する。

さらに、復興および地域再生への道のりは未だ途上にあることから、東日本大震災復興特別区域法に基づく復興特区制度の継続と、民間からの出向を含め不足している被災自治体の人員体制の拡充についても支援されたい。

2. 災害に備えたインフラの早期復旧・整備促進を

住民の暮らしや経済活動の基盤としてのみならず、災害発生時のバックアップ機能として道路、鉄道、港湾、空港などの広域防災ネットワークを重点的に整備されたい。特に、被害の大きいJR5路線（山田線、大船渡線、気仙沼線、常磐線、只見線）、復興道路や復興支援道路など災害時の命をつなぐ幹線道路のミッシングリンクの早期解消、太平洋側と日本海側とを結ぶ物流体制の確立、拠点空港・港湾整備および周辺機能整備を促進されたい。

（1）高規格幹線道路

- ①東北を縦断する国土開発幹線自動車道ならびに一般国道自動車専用道路の四車線化等整備促進と早期完成
 - a. 東北縦貫自動車道八戸線（東京～八戸～青森）
 - b. 東北中央自動車道（米沢～山形～横手）
 - c. 常磐自動車道（いわき～仙台）（四車線化の早期着手を要望）
 - d. 日本海沿岸東北自動車道（新潟～酒田～秋田～青森）
 - e. 三陸沿岸道路（仙台～釜石～宮古～久慈～八戸）【復興道路】
 - f. 津軽自動車道（青森～鱒ヶ沢）
- ②東北を横断する国土開発幹線自動車道ならびに一般国道自動車専用道路の四車線化等整備促進と早期完成
 - a. 東北横断自動車道釜石秋田線（釜石～秋田）【復興支援道路（釜石～花巻）】

- b. 酒田線(村田～酒田)
- c. いわき新潟線 (いわき～新潟)
- d. 東北中央自動車道(福島～米沢)
- e. 相馬福島道路(相馬～福島) 【復興支援道路】
- f. 宮古盛岡横断道路 (宮古～盛岡) 【復興支援道路】

③地域高規格道路の整備促進

- a. 計画路線 (13路線)、候補路線 (13路線) の整備促進

④国道4号の全線4車線化促進 (特に白河～青森間) と一般国道事業の更なる充実

(2) 鉄道

- ① J R各線のうち被害が大きく、現在もなお運休・不通となっている J R 5 路線 (山田線、大船渡線、気仙沼線、常磐線、只見線) の B R T (バス高速輸送システム) をはじめとする持続可能な公共交通手段の構築も含めた早期復旧

(3) 港湾

- ① 東北における産業の再生・強化と、災害時における相互補完機能構築のための、日本海側を含む東北各地港湾における機能拡充と整備促進

(4) 空港

- ① 東北各地の空港における L C C 導入などを通じた路線拡大
- ② 物流機能の 24 時間化によるアジア全体を取り込んだ国際的な貨物拠点空港の整備
- ③ 原発事故により運休している福島空港の国際線 (ソウル線及び上海線) の早期再開
- ④ 仙台空港民営化後の運営権者や地元自治体に対する支援

3. 復興の先を見据えた産業支援を

(1) 国際競争力を備えた水産業・農業の再生を

東北の基幹産業のひとつである沿岸部の水産業や農業の再生は急務である。再生にあたっては、様々な規制緩和を実行し、企業等の新規参入を促すとともに、国際競争力を備えた水産業・農業を育てるべく、ブランド化、6次産業化の取り組み、経営支援などあらゆる対策を講じられたい。

水産業に関しては、水産業共同利用施設復興整備事業補助金 (7/8 補助) が非常に高く評価されており、その継続と基準 (水産加工品の場合、原料は2分の1以上国産が条件など) の緩和を図られたい。

また、水産加工業については、失われた販路が回復しておらず、売上も回復していない状況が見られており、施設の復旧のみならず、販路の確保や新たな販売促進対策の継続的な支援が必要である。さらに、円安による輸入原料の価格上昇等により経営が圧迫されていることから、製造コストが急激に増加した場合に対応するための新たな影響緩

和措置が求められている。

さらに、本格復興に向けた取り組みを進めるにあたり、高度衛生管理型市場に対応した機器・設備整備など、これまでの復旧復興事業の枠では対応できないものも求められることから、水産業の復興および経営再建に対する総合的な支援策の継続と新たな支援制度の創設などにより、現場の課題にきめ細かく対応できる支援策を講じられたい。

(2) 商業機能の再生支援を

被災地の商業者からは、商店街の再生を望んでいるものの、周囲の居住地域との位置関係や店舗再築の金銭的負担が極めて大きいため事業継続を危ぶむ声が強い。商店街の機能整備が遅れることになれば、商業者の事業継続をさらに難しくするばかりか、まちづくり計画にも影響が及ぶ恐れがある。

復興のためのまちづくりに不可欠な要素である商店街の整備については、津波復興拠点整備事業などが措置されているが、商店街の集約化を前提とした極めて限定的な措置であり、それぞれの地域によって異なる実態に即した新たな「まちづくり」を実現し、定住化および雇用の拡大を図る観点から、支援策の弾力的な運用または見直しを図られたい。

また、「商業施設等復興整備事業」については、被災前の施設規模や資材高騰の影響などにより、補助金の所要額が5億円を超える場合も想定されることから、補助金交付上限額の引き上げを図られたい。

II. 中小企業の経営再建・自立に向けて

1. 復旧・復興の段階を踏まえたグループ補助金制度の柔軟な対応を

震災後、被災した多くの事業所の復旧、事業再開を後押しした中小企業等グループ施設等復旧整備補助事業（グループ補助金）においては、土地かさ上げ工事完了後における事業の本格復旧着手や、高台移転等の市街地整備完了後における共同店舗の新設などを行う事業者が依然として残されており、長期かつ継続的な支援が求められていることから、次の措置を講じ、復旧・復興の段階に即した支援制度に改善されたい。

①復興計画による土地かさ上げ工事の遅滞等により、当該年度内での事業の着手・完了が困難なケースも生じていることから、基金化を含め、再交付手続きに必要な予算措置を講じられたい。

②平成27年度予算においては、グループ補助金における新分野需要開拓等を見据えた新たな取り組みへの対応が盛り込まれたが、既にグループ補助金による支援を受けた事業者も含め、より多くの被災事業者が活用できる柔軟な制度にされ、できるだけ手続きを簡素化されたい。また、工場等を震災以前に原状復帰したものの、大手取引

業者から求められる衛生・品質管理水準に未対応で、原材料から最終製品に至るまでの各段階においてハード整備の改善が求められていることから、食の安全安心のためにも、再建した工場等には再度の設備についても助成対象とすることを特例的に認められたい。

- ③グループ補助金を活用して新たな施設で事業を再開した後に土地のかさ上げが決まり、移転を余儀なくされるケースやグループ補助金を活用して仮営業を行っていた事業者が本格的な事業再開を行うために新たな建物や設備等を導入するケースが生じている。こうした場合については、再申請・再交付決定手続きにより、新たな建物や設備等を再度、助成対象とすることを特例的に認められたい。
- ④多くのグループが認定を受け、新たなグループ組成が困難となっている小規模企業については、既に認定したグループへの追加により利用促進を図っているが、その場合の採択要件・運用の緩和など柔軟な対応を願いたい。

2. 産業復興機構等の体制継続を

「産業復興機構」と「東日本大震災事業者再生支援機構」が取り組む二重ローン対策については、被災地のまちづくりなど震災からの復興が本格化すれば、新たな資金借入を必要とする中小企業者の増加が予想される。さらに買取企業のフォローアップや買戻しへの対応、売上・利益の減少等による新たな経営計画の策定、間接被害に苦しむ事業者への再生計画策定支援などきめ細かな支援が必要であることから、一社でも多くの事業者の事業再建が実現されるよう平成29年度以降も確実に予算を確保し、両機構の事業の継続と強化を求める。

また、東日本大震災復興緊急保証および東日本大震災復興特別貸付などの被災した中小企業の円滑な資金調達手段の継続的な確保など、被災企業に対する万全な相談・支援体制の整備を求める。

3. 雇用関連施策の拡充を

現在、被災した多くの企業では、施設や設備が復旧している状況にあるものの、労働力を確保することが厳しい状況にある。さらに、地域経済の早期再建のため、新規企業の立地・誘致を図っているが、労働力の確保が足かせとなっている。

こうした雇用問題を解決するためには、地域外からの人材を確保する必要があり、受け入れ態勢を整えるための住環境の整備が不可欠となっている。震災以前は、水産加工会社が独自に宿舎を整備し、多くの従業員が居住していたが、これらの宿舎も震災で失われ、事業者においては事業再開にあたって生産・加工施設の建設を優先せざるを得ず、宿舎の整備までは資金的に手が回らないといった状況である。ついては、グループ補助金において、27年度から従業員確保のための宿舎整備も補助対象となったものの、宿舎が整備されるまでの応急的な措置として、仮設住宅の空き室を利活用できるよう合

せて対策を講じられたい。

さらに、被災地で生じている雇用のミスマッチに対応することを目的に事業復興型雇用創出事業の後継事業として28年度より実施予定の「事業復興型雇用支援事業(仮称)」については、ハローワークを経由せずに伝手で労働者を確保している事業所も多いことから、ハローワークの紹介を申請の条件とされないよう柔軟な対応を図られたい。

4. 被災企業の販路回復・開拓を通じた自立促進への支援を

事業再開を果たしても、販路の喪失や風評の影響等により、売上が回復せず、厳しい経営状況にあるなかで、原材料価格の高騰、電力料金の値上げ等が事業者の経営を一層困難なものにしており、販路の確保、開拓は喫緊の課題となっている。販路の回復・開拓に向けては、首都圏・大都市等での見本市等の開催やアンテナショップの設置、被災地での商談会の開催、海外における販路開拓事業などにつき、支援措置が講じられているが、早期の販路回復に向け、併せて次の措置を講じられたい。

- ①被災者側(サプライヤー)および支援者側(バイヤー)双方への助成(交通費、宿泊費に対する補助など)や、各地商工会議所等が取り組む販路開拓のための専門人材(商社・百貨店等のバイヤー経験者)確保に対する助成措置を講じるとともに、助成制度の拡充として、各種の販路開拓等に関する国の補助金と小規模事業者持続化補助金との併用が可能となるような制度改正を図られたい。
- ②東北経済産業局を中心とした三陸水産加工品の統一ブランド構築や、水産庁の支援による東北復興水産加工品展示商談会など被災した三陸地域の水産加工品等の販路回復に向けた継続的な支援を求める。
- ③被災企業の海外販路開拓については、マッチングのみならず、専門商社が担うような具体的な取引に対する支援を求める。
- ④今日の物流においては、多くがトラックによる輸送を利用している状況にある中、遠隔地への販路の拡大は、高速料金など輸送コストが増加するとともに、人手不足により配送手段を確保することが難しい現状にある。荷主事業者、輸送業者ともに厳しい状況にあることから、高速道路料金の割引や遠隔地への配送による掛かり増し経費の一部負担など支援策を講じ、物流の安定化を図られたい。
- ⑤投資家が投資先企業のファンや顧客となるクラウドファンディングは、新たな顧客開拓・販路拡大につながるとともに、ファンド組成にあたっての事業計画策定を通じ、マーケティングや資金調達、事業運営等を見直すことにより、事業者の資質向上や事業再生が図れる仕組みであることから、被災企業がファンドを組成する際のハードルとなる組成費用の支援を、国または地方自治体に求める。

5. 被災地域における商工会議所等の経済団体への支援拡充を

販路回復など被災地域の中小企業の再建や、地方創生の深化に向けた施策の推進と中核を担う中小企業の活動基盤強化にあたっては、経営相談・指導などが求められ、その体制の強化を図る必要がある。その中核的な役割を果たす経済団体に対しては、中長期的な財政支援（運営・事業費の拡充及び補助対象職員以外への人件費支給等）が必要である。また、震災により甚大な被害を受けた商工会議所会館等の新設、建て替え、大規模改修などへの財政支援の拡充と2分の1補助に係る要件の緩和を求める。日本商工会議所など関係団体も会費の減免などを行い、各地の商工会議所を支援しているところであり、基本的に地方自治体が行うこれらの支援について、財政的に地方自治体が負担できない部分につき国としての支援を求める。

加えて、会館建設への寄付金の円滑な全額損金算入措置を図られたい。

6. 安定かつ低廉な電力の供給を

産業の復興・再生を促進するためには、安定かつ低廉な電力供給が必要不可欠である。このような中、高騰する電気料金は、製造業はもとより、建設業や商業、観光業等に至るまで、あらゆる産業に影響を与え、復興の妨げにもなっていることから、中小企業の復旧・復興が滞ることのないよう特段の配慮をお願いしたい。

7. 原子力災害に伴う被害への対応

福島第一原子力発電所事故に伴う放射性物質汚染の影響により、福島県のみならず、東北地域の産業に深刻な被害が生じている。原発事故による風評被害を含む損害は、県境に関係なく被害の実態に応じて、十分に確実な賠償をされるべきである。

Ⅲ. 風評被害払拭・風化防止に向けて

1. 国際会議誘致および観光復興に向けた支援策の拡充を

- ①東北においては、風評被害の影響等により、全国的なインバウンド急増の効果を享受できずにおり、依然として厳しい状況にあることから、国は東北地域が取り組むMICE（大会・学会・国際会議・展示会・セミナー・招待旅行など）の誘致促進および、それらの基盤となるコンベンション機能やインセンティブ等の充実・強化を含めた各種インバウンド拡大事業を支援するとともに、東北のイメージアップにつながる海外への情報発信を強く求める。
- ②被災地などへの観光地へ外国人旅行者を増加させるため、東北地方が一体となって安全・安心や連携した旅行コースをPRし、当地方への外国人の誘客に取り組むため、平成24年7月から実施されている中国人観光客に対する数次査証（ビザ）の発給について、その対象を被災三県のみならず、青森県、秋田県、山形県にも拡大を求める。
- ③依然として続く風評被害等により、被災地を訪問する修学旅行生は震災前の水準を下回っている。子ども農村漁村交流などへの積極的な支援や、防災・震災学習プログラム等による復興ツーリズム、地域の伝統産業の体験ツアー、東北地方で開催されるdestinationキャンペーンとの連携など、修学旅行の誘致に向けた取り組みを支援するとともに、保護者等を対象とした啓発活動の展開を求める。
- ④東北六県内の路線区間に限り、土曜日・日曜日・祝日の高速道路料金上限（1,000円）制度の実施を求める。
- ⑤被災地では、震災後の取り壊しを免れた歴史的建造物を保存し、復興へ向け観光資源として活用しようとする取り組みや、周辺大都市をターゲットとしたシティセールス事業により、交流人口の拡大を目指す動きがでてきている。新たな視点から、観光復興を目指す事業に対する支援制度の拡充を求める。
- ⑥2020年に東京で開催されるオリンピックは、世界に復興をPRする絶好の機会であるため、各種目の東北開催をはじめ、各国代表キャンプ誘致、関連イベントの開催など、積極的な支援を求める。併せて、東日本大震災で最大の被災都市である石巻市から聖火リレーがスタートし、東北および全国各地に受け継がれるよう強く希望する。

2. 農林水産物の輸出回復・拡大にむけて

- ①原発事故に伴う放射性物質の影響により、中国や韓国、台湾等、諸外国による農林水産物の輸入規制が行われている。農林水産物の流通にあたっては、放射性物質基準を順守し、万全の対策を講じているにも関わらず、科学的根拠も無いまま、今も輸入規制が継続されている。政府においては、水、大気、土壌、水道水、農林水産

物などに含まれる放射性物質や空間放射線量に関して総合的かつ長期的にモニタリングを実施し、人体への影響や放射性物質の移動・移行状況等に関して科学的根拠に基づいた安全に関する正確な情報を、国内外へ迅速かつわかりやすく公表・説明し、安全性にかかる信認回復を早急に図るとともに、農林水産物等の輸出が円滑に進むよう、WTOなど国際機関の活用も含め、過剰な反応の抑制や輸入規制の撤廃等、輸出再開の早期実現および輸出促進のための取り組み強化を図られたい。

②海洋への放射性物質を含む汚染水流出は、安全性に対する不信感を招き、諸外国による農林水産物の輸入規制が継続されている大きな要因となっていることから、将来にわたり徹底した施設整備の管理を図り、今後一切、放射性物質を含む汚染水等が海洋へ流出することがないように、国が前面に出て必要な対策を講じられたい。

IV. 原子力災害の克服と産業復興再生の確実な推進を — 福島への再生に向けて —

1. 原発事故の完全収束に向けた国の主体的関与を

福島第1原子力発電所事故の一日も早い収束と廃炉の実現は、福島への復興にとって最大の課題であるが、原発事故からまもなく5年を迎える今も一向に進捗していないのが現状である。

国は、事故の収束と廃炉に向けて全世界の叡智の収集と技術の活用に積極的に取り組むとともに、これまで以上に主体的な姿勢を持って臨むことを強く要望する。

2. 被害の実態に合った原子力損害賠償の完全実施を

将来にわたる営業損害について、東京電力(株)は既に請求手続きを開始しているところであるが、相当因果関係の明確な判断基準の開示が無いまま、追加資料の請求等による交渉の長期化や賠償額の減額等が東京電力(株)の判断でもって進められるといった事例が多発している。国は、「損害賠償の迅速かつ適切な実施のための方策（3つの誓い）」の徹底を順守させるとともに、相当因果関係の立証を簡易な方法でもって柔軟に行うよう、東京電力(株)に対し強い指導を行うよう要望する。

さらに、避難指示区域外における事業所の財物損害や企業ブランドなどの損失損害に対する賠償の実施、避難指示区域内における「特別の努力」の遡及適用など、被害の実態に合った賠償の完全実施に向けた取り組みを主体的に進めることを強く要望する。

3. 中間貯蔵施設の早期整備建設及び汚染土壌等の適切な輸送を

県内の除染で出た汚染土壌等を保管する中間貯蔵施設を早急に整備するとともに、汚染土壌等を安全かつ円滑に輸送できる体制を整え、県民の理解と不安の解消を図るよう強く要望する。

4. 風評被害対策の強化を

福島第1原子力発電所事故の発生からまもなく5年を迎えるが、風評被害は長期化・複雑化しており、依然として、福島県に対する誤った認識や県産品の購入をためらう消費者が数多くいるのが現状である。

取引の低迷や消費者の買い控えによる売上縮小、観光客の減少が、被災企業の再生を阻む要因にもなっていることから、全国に農水産品等をはじめとする福島県内のあらゆる生産品の安全性を周知するとともに、風評被害による倒産など悲劇的な事象を防ぎ、円滑に事業が継続できるよう、事業所への基盤強化対策・新規の営業開拓対策など、風評被害への十分な財源の確保並びに対策強化・継続を求める。

5. 汚染水処理への早急な対応を

福島第1原子力発電所事故の汚染水問題はいまだ収束が図られず、福島県ばかりか東北の復興、風評被害の払拭にとって極めて深刻な影響を及ぼしている。

引き続き国が責任を持って、事態の抜本的な解決を迅速に図るよう強く要望する。

6. 除染の着実な推進と住民の健康管理の徹底を

放射性物資の除染は、県民が安心して生活するための最重要課題である。住宅や公園などの除染はもとより、道路をはじめその他の除染についても迅速かつ確実に行われたい。

さらに、18歳以下の子供たちへの医療費が無料化されているが、若年層を中心に、長期間にわたる医療支援体制の整備拡充を図られたい。

7. 企業立地促進のための税制優遇など施策の拡充実施を

東日本大震災復興特別区域法や福島復興再生特別措置法により、各種優遇策が緒に就いたところであるが、産業集積や既存企業の生産拡大のために、企業にとって魅力のある施策を講じ、既存企業の事業継続を基本として、企業立地・誘致並びに新規創業を促進すべきである。

特に福島県においては、既存企業に対する抜本的な税制優遇措置の適用や「ふくしま産業復興企業立地補助金」の継続をはじめとする特別な助成策など一層の配慮を求める。

津波と原発事故の被災地へ企業進出を後押しする「津波・原子力災害被災地域雇用創出企業立地補助金」については、継続して十分な予算が確保されるよう求める。

再生可能エネルギー関連産業および医療関連産業など次世代を見据えた産業の集積を促進するため、復興特区の充実を図り、更なる税制措置や規制緩和を図られたい。

8. 福島第1原子力発電所から30km圏内地域の復旧促進のための支援策の拡充・強化を

福島第1原子力発電所から30km圏内の地域は、国から避難指示等（計画区域等の指定）が出された地域であり、事故から間もなく5年目を迎える現在でも多くの住民が避難生活を余儀なくされている。原発事故を根本的に解決することが、福島県ひいては東北の復旧・復興に直接つながるため、30km圏内地域の住民が安心して普通の生活ができる生活環境整備と事業経営者が安心して経営に専念できる経営環境の整備を図られたい。

特に、次の6項目は早急に支援が必要なため強く要望する。

- ① 廃炉体制の強化と廃炉計画の前倒し実施、廃炉の安全かつ確実な推進
- ② 医療・福祉・育児環境をはじめとする安心安全な生活環境の整備
- ③ 全ての業種における労働力確保と労働者の技術向上に関する支援
- ④ 全ての業種における生産性向上・効率改善・品質向上を図るための新規設備投資に対する支援
- ⑤ 稼働率が悪化している工場等における償却資産に係る固定資産税の減免、企業向け電気料金に対する助成、雇用を維持するため事業所が負担する社会保険料等に対する助成などの国・県・市の直接的な事業所支援
- ⑥ 公平・公正な東京電力営業損害賠償金の支払いと非課税化

9. 浜通り地域における常磐自動車道利用料金の負担軽減を

常磐自動車道は昨年3月1日に全線開通となり、首都圏と東北を結ぶ高速道路として浜通り地域の復興・再生にとって極めて大きな期待が寄せられている。事業者の営業活動を促進し浜通り地域の復興を加速化させるため、復興・創生期間の支援措置として、東日本高速道路㈱が事業協同組合に講じている利用料金割引制度の適用団体に商工会議所も対象としていただくよう要望する。

V. 主要プロジェクトへの対応

東北の産業振興、雇用創出、人材育成、地域活性化、更には復興と真の国際化を図るためにも、世界最先端の加速器研究拠点となり得る関連施設の建設・設置の推進など東北全域における先端技術の利用・定着をはじめとした、各種主要プロジェクトの推進を強く求める。

1. 国際リニアコライダーの誘致を

国際リニアコライダー（ILC）は、基礎科学の研究に飛躍的発展をもたらすだけでなく、加速器や測定器をはじめとする多くの先端技術の開発と実用化を促進し、21世紀の科学と技術を大きく前進させるビッグプロジェクトである。被災地域を含む東北地方においてこれまでにない、全く新しい産業の創出による技術革新が促進されるとともに、科学技術分野における教育水準の向上が期待されることから、国においては極力早い時期に日本誘致に名乗りを挙げ、東北の北上山地への施設整備及び研究体制の確立等を計画的に進めるなど、積極的な取り組みを強く求める。

2. 新技術の研究開発に寄与する放射光施設の設置を

放射光と呼ばれる強力な電磁波を用いて物質の構造や成分を詳細に解析できる施設は、エレクトロニクスや医療などで世界最先端の研究を可能とし、東北地方における新技術の研究開発・産業の振興、雇用の創出に寄与し、創造的な復興の一助となることから、空白域である東北地方への設置を強く要望する。

3. 重粒子線がん治療施設の整備に向けた支援を

北海道、東北における初の施設となる山形大学が取り組む重粒子線がん治療施設の整備に向けた支援を図られたい。

4. イノベーション・コースト構想の実現を

廃炉作業に向けて必要不可欠なロボット産業の世界最先端地域を目指すイノベーション・コースト構想を着実に推進するとともに、各種研究機関の福島県浜通り地域への設置を強く要望する。

5. 国際的な核融合研究開発の拠点づくりの推進を

むつ小川原開発地区における熱核融合原型炉の建設を見据えた核融合研究開発機能の更なる充実強化を図られたい。

6. 環日本海シー&レール構想の実現を

環日本海シー&レール構想の実現に向け、秋田・ロシア航路の開設をはじめ、貨物輸送の高速・効率化・料金低廉化を図るインフラ整備や、港湾の整備促進など、荷主が利用しやすい輸送システム作りのための支援策を講じられたい。

(注)環日本海シー&レール構想：船と鉄道を組み合わせて貨物を運ぶ輸送形態を活用し、ロシア、欧州および北東アジアとの貿易促進を図るべく、仙台港から秋田港を經由して貨物をロシアへ輸出する実証実験が行われている。

7. 東日本防災拠点の整備実現を

4つの高規格道路（東北・関越・常磐・磐越自動車道）ネットワーク整備により、東日本を災害に強い地域とするため、「物流ターミナル」「燃料備蓄ターミナル」「高速バスターミナル」等を、結節点である郡山、新潟、いわき、仙台、宇都宮等に設置することで、国土の強靱化を図るとともに、他地域における大規模災害発生時には、避難ルートや支援ルートとなる役割を担う道路整備も併せて図られたい。

以上

要 望 者 名 簿

東北六県商工会議所連合会会長
宮城県商工会議所連合会会長

鎌 田 宏

青森県商工会議所連合会会長

若 井 敬 一 郎

岩手県商工会議所連合会会長

谷 村 邦 久

秋田県商工会議所連合会会長

三 浦 廣 巳

山形県商工会議所連合会会長

清 野 伸 昭

福島県商工会議所連合会会長

渡 邊 博 美